

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応選抜 第2日程募集要項

福島県立郡山東高等学校

〒963-8832 郡山市山根町13番45号

電話 024-932-0898

ホームページ <https://koriyamahigashi-h.fcs.ed.jp/>

E-mail koriyamahigashi-h@fcs.ed.jp

1 募集定員

普通科240名から、前期選抜、連携型選抜及び後期選抜合格者を除いた数とする。

2 出願資格

新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の不合格者、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた者とする。

3 出願手続き及び提出書類

次の①～⑤の書類を高校教育課ホームページからダウンロードして使用し、中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、下記の書類を本校校長に提出する。本校校長は受験資格を認められた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票」(別紙8)を交付する。

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

① 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程入学願書(別紙7)

入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜、連携型選抜又は後期選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜、連携型選抜又は後期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。(ただし、定時制の課程の入学検定料のみを納付した者については、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付すること)

② インフルエンザ等学校感染症罹患後追検査等受験願(別記様式共通14号)

提出理由には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入する。

③ 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)(中学校作成の用紙を用いること)

ただし、年齢20歳以上の者については、提出を免除する。

④ 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票

志願者が、中学校名、志願者氏名及び志願学科を記入する。

⑤ 入学検定料納付済証明書(県教育委員会作成の用紙を用いること)

志願者が、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入する。新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程において入学検定料を納付する者のみが提出する。

4 出願期間

令和3年3月24日(水)とする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、午後4時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められた場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

5 自己申告書の提出

中学校において不登校、保健室等登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数又は保健室等登校日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出期間は、令和3年3月24日(水)午前9時から午後4時までとする。

6 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として選抜を行う。

- (1) 調査書 「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」は点数化しないが、その内容を精査する。
- (2) 面接 個人面接を実施する。面接については、段階評価する。
- (3) 小論文 資料を読み、設問に答えるとともに、自分の考えを総字数400字程度で論じるものとする。小論文については、点数化し、135点満点とする。

7 小論文及び面接の日時及び会場

- (1) 日時 令和3年3月25日(木) 午前9時～
 - ① 集合時間 午前8時30分
 - ② 小論文 午前9時～午前9時40分
 - ③ 面接 午前10時～
- (2) 会場 本校
- (3) 持参物
 - ① 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票
 - ② 上履き
 - ③ 筆記用具

* 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は、試験会場に持ち込まないこと。

8 合格者発表

- (1) 令和3年3月26日(金)午後3時以降に発表する。(合格者発表等に関する電話の問い合わせには一切応じない。)
- (2) 合格者には、当日本校において合格通知書を交付するので、受験票を持参すること。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

9 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置

- (1) 令和2年度(中学校3年時)の大会実績等については、入学者の判定において、令和2年度(中学校3年時)の大会等の実績は選抜資料としないこととする。
ただし、資格試験については、令和2年度(中学校3年時)の資格試験の成績を選抜資料とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりとする。

10 その他

- (1) 入学者の事前指導、入学式の日程及び入学後の経費等については、合格者発表時(3月26日)に合格者本人に通知する。
- (2) 本校における入学者選抜事務での氏名等の漢字の取り扱いについては、コンピュータ等で一般的に使用されているものを用いる。
- (3) 入学者選抜に関するその他のことがらについては、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱のとおりとする。